

京都市告示第 207 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 9 月 27 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
観月橋横大路線	伏見区横大路下三栖東ノ口町7番地の2地先から	旧	メートル 177.40	メートル 22.05 ~ 25.35
	同区横大路下三栖里ノ内18番地の1地先まで	新	177.40	24.91 ~ 41.92
横大路緯56号線	伏見区横大路下三栖山殿25番地の1地先から	旧	179.70	4.80 ~ 8.80
	同区横大路下三栖里ノ内5番地地先まで	新	179.70	7.92 ~ 15.40
横大路緯61号線	伏見区横大路下三栖辻堂町17番地地先から	旧	163.80	2.50 ~ 6.00
	同区横大路下三栖山殿38番地の1地先まで	新	160.80	5.94 ~ 10.60
伏見西部第三経1号線	伏見区横大路下三栖山殿49番地の1地先から	旧	186.90	6.00 ~ 10.80
	同町26番地の1地先まで	新	184.40	6.18 ~ 11.00

伏見西部第三 経2号線	伏見区横大路下三栖山殿38番地の2地 先から	旧	256.40	6.00 ~ 13.10
	同町25番地の1地先まで	新	252.60	6.00 ~ 8.99
伏見西部第三 経3号線	伏見区横大路下三栖東ノ口町6番地の 2地先から	旧	73.90	8.00 ~ 11.10
	同町7番地の1地先まで	新	70.80	8.02 ~ 11.07
伏見西部第三 経4号線	伏見区横大路下三栖東ノ口町12番地の 2地先から	旧	221.50	7.00 ~ 15.50
	同区横大路下三栖里ノ内62番地の1地 先まで	新	238.60	8.00 ~ 15.50
伏見西部第三 経6号線	伏見区横大路下三栖里ノ内27番地地先 から	旧	287.00	8.00 ~ 11.10
	同町66番地地先まで	新	287.10	7.96 ~ 11.15
伏見西部第三 緯1号線	伏見区横大路下三栖里ノ内62番地の1 地先から	旧	86.60	8.00 ~ 15.50
	同町33番地の1地先まで	新	86.70	7.95 ~ 15.50

(建設局道路部道路明示課)